

庁 中 一 般
出先機関一般

藤沢市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 6 日

藤沢市長
鈴 木 恒 夫

藤沢市事務決裁規程の一部を改正する規程

藤沢市事務決裁規程（昭和 6 3 年藤沢市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 財務の項徴収の項市税・保険料・使用料等の項不納欠損処分の項を次のように改める。

不納欠損処分	副市長	部等の総務課
--------	-----	--------

別表第 1 財務の項中

「指定納付受託者又は
地方自治法第 2 4 3
条の 2 第 1 項の規定
による指定

を

「地方自治法第 2 3 1
条の 2 の 3 第 1 項及
び第 2 4 3 条の 2 第
1 項の規定による指
定並びに第 2 4 3 条
の 2 の 7 第 2 項の特
定歳入等を定めるこ
と

に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。ただし、別表第 1 財務の項徴収の項市税・保険料・使用料等の項不納欠損処分の項の改正規定は、公布の日から施行する。